**平成２５年（フ）第８５号**
福岡県飯塚市津原1292番地１
債務者　酒井　　優
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２５年（フ）第６６５号**
北九州市小倉南区横代北町２丁目10番12号
債務者　藤田　弘明
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第６６６号**
北九州市小倉南区横代北町２丁目10番12号
債務者　藤田　久美
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第７１５号**
北九州市小倉北区上到津３丁目10番21―205号
債務者　原田　一好
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第４３９号**
大分県別府市大字平道1453番地
債務者　濵田　奈央
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３１６号**
宮崎県東諸県郡国富町大字深年6600番地10
債務者　久木山行正
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１２３号**
鹿児島県肝属郡肝付町新富33番地10、前住所鹿児島県鹿屋市下高隈町3856番地３
債務者　長友　直美
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
　　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２５年（フ）第９００号**
東京都狛江市東野川２丁目８番４号
債務者　北河　　久
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月29日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第９７４号**
東京都青梅市河辺町９丁目７番地の１霞台第１住宅11―404
債務者　眞々田功紀
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月30日午後３時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第８６７号**
東京都立川市高松町２丁目25番28号ニューライフワコウ103号
債務者　菅　　勝
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 破産手続終結

**平成２５年（フ）第１８２号**
東京都文京区白山４丁目34―12―301
破産者　土屋　牧子
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４０４号**
北海道函館市桔梗１－９―11、住民票上の住所東京都台東区竜泉２丁目６－１―501
破産者　高橋　和将
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２６２８号**
埼玉県越谷市東町５丁目114番５号
破産者　株式会社トーユーフーズ
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３７７７号**
神奈川県横浜市港北区岸根町546モチヤレジデンスⅧ２階Ａ―205号室、住民票上の住所長野県茅野市宮川6620―27
破産者　中西　諭吉
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４００８号**
埼玉県朝霞市北原１丁目２番18号
破産者　株式会社優希電気
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４５７７号**
東京都板橋区坂下２丁目１－１―707　けやき台ハイツ１号棟
破産者　安藤抄知子
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５１６８号**
東京都小金井市前原町４丁目７―22、開始決定時の住所東京都小金井市前原町４丁目17―６
破産者　児山　富雄
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５６３０号**
東京都武蔵野市桜堤２丁目15―12―202
破産者　伊藤　暁子（旧姓古山）
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　東京地方裁判所民事第20部